

本山町ホームページ広告掲載取扱要綱を、次のように定める。

平成 21 年 10 月 1 日

本山町長 今西 芳彦

本山町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本山町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している本山町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 町長が管理するホームページのトップページをいう。
- (2) 広告 文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(基本原則)

第 3 条 ホームページに掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するため、次に掲げる事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 条例及び関係法令並びに社会秩序を遵守したものであること。

(広告の範囲)

第 4 条 ホームページに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの

- (2) 個人、団体等の意見広告又はこれに類するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排除するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告の種類、規格等)

第 5 条 広告の種類、規格等は、次のとおりとする。

(1) 広告の種類

 バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される、帯状またはのぼり状の広告をいう。）とする。

(2) 広告の規格

 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮すること。

 また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

 ア サイズ 縦 5 0 ピクセル×横 1 7 0 ピクセル

 イ 容 量 1 0 キロバイト以内

 ウ 形 式 G I F 形式（アニメ可）、J P E G 形式

(3) 広告の禁止表現

 ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

 (例) 「閉じる」、「キャンセル」などのボタン、ラジオボタン等

 イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

 (例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

 ウ 実際には機能しないもの

 (例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

 エ 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

 (例) 「本山町地域情報」、「職員採用情報」等の表現

 オ その他広告の表現として適当でないと町長が認めるもの

(4) 広告の制限事項

ア イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.5秒以上とする。

イ 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。

- 2 町長は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(町ホームページとの区別)

第6条 次の表現については、閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

(1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。

(2) 「法律相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が本山町の事業であると誤認しやすいもの。

(広告の掲載場所及び枠数)

第7条 広告は、ホームページ右側に掲載する。

- 2 ホームページにおける広告掲載枠数は、最大8枠とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、12か月を限度として、その掲載期間を複数月とすることができる。

(広告掲載の募集方法)

第9条 広告は、原則として町長が管理するホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により公募する場合は、広告主となりうる者等に対し、公募について案内することができる。

(広告掲載の申込み及び原稿の提出)

第10条 町ホームページへ広告の掲載を希望する者は、原則として広告掲載開始日の2か月以降20日前までに、別記様式第1号に広告の原稿を添えて、町長に広告掲載を申し込むものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条、第5条及び第6条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 11 条 町長は、前条の規定により申込みがあったときは、第4条、第5条及び第6条の規定に基づき審査し、次の各号の順位により広告掲載の可否を決定する。この場合、同じ順位ของときは、掲載希望月の多いものを優先して選定することができる。

- (1) 町内地域経済の活性化、町産品の販売促進、観光振興等に資すると判断することができるもの
- (2) 町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者
- (3) その他のもの

- 2 広告掲載の申込みが同日の場合は、抽選により順位を決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整することができる。
- 3 町長は、前各号の規定により広告掲載の可否を決定したときは、別記様式第2号により当該申込者に通知する。
- 4 広告掲載の申込みが掲載枠数を超えた場合は、掲載枠が空くまで予約受付とする。

(広告掲載料)

第 12 条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者は月額3,000円。それ以外は月額4,000円とする。

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告掲載開始日の10日前までに、町の指定する納入通知書により一括前納するものとする。

(掲載決定の取消し)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第4条、第5条及び第6条各号のいずれかに反すると判断したとき。
- (2) 広告主が第12条の規定に違反して掲載料を納付しないとき。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があるとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 町長は、前各号の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第 14 条 広告主は、自己都合により広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。
- 2 町長は、前項の規定により広告掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。
- 3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の還付)

- 第 15 条 広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。
- (1) 第 14 条の規定による広告掲載の取り下げの申出があったときは、次に掲げる申出の区分に応じ、それぞれに定める額を還付する。
- ア 掲載期間開始前 既納の掲載料の額の全額
- イ 掲載期間開始後 既納の掲載料の額のうち掲載の取り下げの申出があった日から掲載期間の末日までの期間（その期間が 1 か月未満であるとき、又はその期間に 1 か月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に係る掲載料に相当する額
- (2) 町長が第 13 条第 1 項第 3 号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき（その理由が広告主の責めによらないときに限る。）は、既納の掲載料の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（その期間が 1 か月未満であるとき又はその期間に 1 か月未満の端数があるときは、これを 1 か月とする。）に係る掲載料に相当する額を還付する。
- 2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面により町長に請求しなければならない。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町長にあらかじめ協議するものとし、第 10 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 日前までに町長に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 2 日から施行する。